

令和4年11月4日

各コミュニティセンター指定管理者 様

中川区地域力推進室長

コミュニティセンターにおける新型コロナウイルス感染防止対策について

日頃は、コミュニティセンターの管理運営にご協力を賜りましてありがとうございます。
新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、国や県の対応方針等も変化しているところですが、コミュニティセンターにおいて各種活動を行うには、引き続き感染防止対策が必要な状況であるため、今後の対応について、下記のとおり取り扱いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 内容

「コミュニティセンター感染拡大防止ガイドライン」（令和3年12月作成）を改訂し、「**コミュニティセンター感染拡大予防ガイドライン**」（別添）を作成しましたので、当該ガイドラインに沿って感染防止対策を講じていただくようお願いいたします。

2 新ガイドラインの運用開始時期

令和4年11月7日（月）から準備が整い次第順次

3 主な変更点

（別添「コミュニティセンター感染拡大予防ガイドラインに関するQA」Q1-3）

①密集場所としないための取り組みについて、「大人数での利用は控えていただく」から「人と人とが接触するような人数での利用は控えていただく」に表現を変更しました。

※具体的な考え方はQ3を、各利用の対策の考え方は、Q9～Q11を参照

②基本的な感染防止対策としてお願いしているマスクの正しい着用について、飲食時のほか、一定の場合にはマスクの着用を不要としました。

※マスクが不要な場合は、Q5及びQ5-2を参照

③施設利用者で新型コロナウイルス陽性者が判明した場合の感染追跡調査や施設の対応について、現在の取り扱いに合わせて修正しました。

※具体的な対応については、Q6、Q7-2を参照

④利用者へ注意事項等を周知するために使用責任者に記入いただく「コミュニティセンター利用に関する確認表」を削除し、提示いただく「コミュニティセンター利用に関する注意事項」のみとしました。 ※Q4-2参照

4 その他

今後の感染状況によっては、対応を変更する場合があります

コミュニティセンター感染拡大予防ガイドライン

令和4年11月1日

コミュニティセンターにおいて、感染リスクを極力減らしながら、安心して施設を利用していただくために令和2年5月に作成、令和3年12月に改訂した「コミュニティセンター感染拡大防止ガイドライン」について、国及び県の対応方針の変更等を踏まえ、感染拡大予防に努めていくため「コミュニティセンター感染拡大予防ガイドライン」に改訂する。

1 指定管理者が講じるべき措置

(1) 「三つの密」を避けるための取り組みの徹底

- ア 密閉空間を避けるため、定期的に窓の開放による換気を行う
(30分に1回以上、数分間程度)
- イ 密集場所としないため、人と人とが接触するような人数での利用は控えていただくようお願いする。
- ウ 密接場面を発生させないため、マスクを着用している場合でも、施設内での大声での発声や近距離での会話は避けるようお願いする。また、発声や歌唱を伴う利用(カラオケやコーラスなど)、呼気が激しくなるような運動、飲食を伴う利用は、人と人の距離の確保をお願いする。

(2) ウイルス飛沫・付着予防対策の実施

アルコール消毒液の設置、入館時の検温、「ドアノブ、電気スイッチ、電話(スマホ)」の3つのDなどの不特定多数の人が触れる箇所の定期的な消毒等を実施する。また、利用者にマスクの正しい着用(マスクの着用を要しない場合は除く)、手洗い・手指消毒等の基本的な感染予防対策を徹底するようお願いする。

(3) 感染追跡調査を可能とするための措置の実施

陽性者の施設利用が明らかとなり、名古屋市保健所事業所チームにおいて感染追跡調査が必要と判断された場合は、利用者へ連絡する必要がある。そこで速やかな感染追跡調査が可能となるよう利用者全員との連絡体制づくりを利用申込者に徹底する(利用申込者が市へ提供する個人情報、必要に応じて保健センター等へ情報提供する旨の同意を前提とする)。

(4) 指定管理者の感染防止対策の実施

管理人等の健康状態の把握(検温の実施など)に努めるとともに、マスクの正しい着用や手洗い・手指消毒の徹底等により感染防止対策を行う。

(5) 所管課との連携等

陽性者の施設の利用が明らかになった場合には、速やかに各区地域力推進室に連絡を取り対応を協議し、必要時に名古屋市保健所事業所チームが行う感染追跡調査の実施に協力する。また、陽性者の感染可能期間内に施設を利用する場合などの消毒が必要な場合は、消毒を実施する。

2 市が講じるべき措置

コミュニティセンター利用者や指定管理者に陽性者が発生した場合について、スポーツ市民局地域振興課及び該当区の地域力推進室は、各区保健センターに情報提供を行い、指定管理者と施設の消毒について協議するとともに、名古屋市保健所事業所チームが感染追跡調査を実施する場合は協力する。

3 利用者にお願ひすること

- (1) 発熱や咳、倦怠感などの体調不良時には、施設の利用を自粛する
- (2) 施設内での大声での発声や近距離での会話は避けるようお願ひする。また、発声や歌唱を伴う利用（カラオケやコーラスなど）、呼気が激しくなるような運動、飲食を伴う利用は、人と人との距離を確保する
- (3) マスクの正しい着用（マスクの着用を要しない場合は除く）、手洗い・手指消毒の徹底等により、ウイルスの飛沫・付着を予防する
- (4) 感染者発生の際、必要時に感染追跡調査が可能となるよう利用申込者は、利用者全員と連絡が取れる体制を確立する
- (5) 感染者と接触した可能性がある場合には、必要時に名古屋市保健所事業所チームが実施する感染追跡調査に協力する

※別添の「コミュニティセンター利用に関する注意事項」の使用責任者への説明などにより周知する

Q 1-1 ガイドラインの運用はいつまで続くのか。

A 1-1 現在は感染状況に少し落ち着きがみられますが、コミュニティセンターにおいて各種活動を行うには、引き続き新型コロナウイルスの感染防止対策が必要な状況であるため、当面の間、本ガイドラインの運用をしていただくようお願いします。

なお、今後の感染状況や国、県の動向等によっては、ガイドラインの改訂など対応を変更する場合もございます。

Q 1-2 再び感染拡大するなど感染状況が変化した場合は、ガイドラインの運用はどうなるのか。

A 1-2 今後国や県が新たな感染防止対策が示されるなど、国や県の動向等によっては、ガイドラインの改訂や感染防止対策の取り扱いを別途通知させていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

Q 1-3 これまでの感染防止対策の取り扱いとの変更点は。

A 1-3

主な変更点は、

①密集場所としないための取り組みについて、「大人数での利用は控えていただく」から「人と人が接触するような人数での利用は控えていただく」に表現を変更しました。

※具体的な考え方はQ 3を、各利用の対策の考え方は、Q 9～Q 11を参照

②基本的な感染防止対策としてお願いしているマスクの正しい着用について、飲食時のほか、一定の場合にはマスクの着用を不要としました。

※マスクが不要な場合は、Q 5及びQ 5-2を参照

③その他、施設利用者で新型コロナウイルス陽性者が判明した場合の感染追跡調査や施設の対応について、現在の取り扱いに合わせて修正しました。

※具体的な対応は、Q 6、Q 7-2を参照

④利用者へ注意事項等を周知するために使用責任者に記入いただく「コミュニティセンター利用に関する確認表」を削除し、提示いただく「コミュニティセンター利用に関する注意事項」のみとしました。 ※Q 4-2参照

Q 2 「指定管理者が講じるべき措置」とあるが、すべて指定管理者が行うのか。

A 2 ガイドラインに掲げられた措置は、すべて指定管理者が実施するものではなく利用者の責任者（代表者）と協議のうえ、互いに協力して実施していただくものです。例えば、施設の共用部は指定管理者、会議室等の利用中や利用後については利用者が換気や消毒を行うなど、利用状況に応じた対応をお願いいたします。

Q 3 「人と人とが接触するような人数の利用は控える」とあるが、人数制限の必要はあるか。

A 3 国のガイドラインにおける対人距離（※）では、「マスク着用や十分な換気が実施されている場合は、柔軟に取り扱える」とされており、マスク着用や十分な換気等が実施される場合は、原則人数制限の必要はありません。

ただし、人と人とが接触するような状況が想定される利用については、最低限、人と人とが接触しない程度の距離の確保を促すなどの対応をお願いいたします。

ただし、発声や歌唱を伴う利用（カラオケやコーラスなど）、呼気が激しくなるような運動、飲食を伴う利用については、人と人との距離を確保していただくようお願いいたします。

※公益社団法人全国公民館連合会「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和3年10月改訂及び令和4年6月改訂）に基づく

Q 4 利用者にはどのような周知を行えばよいか。

A 4 「コミュニティセンター利用に関する注意事項」の使用責任者への説明などにより周知してください。

Q4-2 「利用に関する確認表」が削除されたが、記入・署名をしてもらう必要はないのか。

A4-2 前回の改定時（令和3年12月）に、「利用に関する確認表」の記入に代えて、「利用に関する注意事項」の説明等により周知できるように変更いたしましたが、利用申込時に使用責任者の氏名・住所・生年月日等を記入いただいております。必要時に名古屋市保健所事業所チームに協力する感染追跡調査などにも情報提供できるため、特に記入・署名を求める必要はありません。

Q 5 施設内では必ずマスクを着用しなければならないのか。

A 5 マスクの着用を要しない場合以外は、マスク（不織布マスクを推奨）を正しく着用していただくようご案内をお願いします。

Q5-2 マスクの着用を要しない場合とは。

A5-2 対人距離（最低1m。（できるだけ2mを目安に）（※）が確保できるときで、会話をほとんど行わない場合は不要ですが、対人距離が確保できても、会話を行う時はマスクの着用を推奨してください。

ただし、高温・多湿の環境下では、熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、マスクの着用が必要でない場面では、マスクを外すことを推奨してください。

なお、飲食時は、黙食を基本とし、飲食するときだけマスクを外してください。

（詳細はQ11 参照）

※公益社団法人全国公民館連合会「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和4年6月改訂）に基づく

Q 6 施設利用者で新型コロナウイルス陽性者が判明した場合の感染追跡調査や施設の対応についての変更点とは。

A 6 感染追跡調査については、これまで感染者ごとに各区保健センターが実施していましたが、現在は、複数名での感染が確認された場合に、名古屋市保健所事業所チームが実施しています。

また、保健センターの指導により休館・消毒等をしていましたが、現在は、保健センターからの指導はしていませんので、接触部位を消毒していただければ、休館せずに利用していただくことが可能です。（なお、消毒前に各区地域力推進室と協議してください）

Q 7 接触箇所の消毒はどのように行えばよいか。

A 7 別添「消毒について」を参考にいただき、市販のアルコール系消毒液又は漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）を水道水で薄めたものなどで消毒薬を作り、布またはペーパータオル等に含ませて、多くの人が触れる箇所を拭いてください。

特に、漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）の使用時には、以下の点に注意してください。

- ・消毒液が直接皮膚に触れないように樹脂製（ビニールなど）の手袋を使用
- ・消毒液が皮膚や衣服についた場合は、直ちに水で洗い流してください
- ・金属を腐食させる恐れがあるので、拭いた後に水拭きをしてください
- ・木材や衣服に使用する場合には漂白（変色）の可能性があります

Q 7-2 感染追跡調査の協力のために、具体的に何をすべきか。

A 7-2 まず、利用申込者（代表者）に、利用者全員の連絡先を把握するよう依頼していただき、感染追跡調査の際には、利用申込者（代表者）の連絡先を名古屋市保健所事業所チーム又は各区保健センターに提供することへの同意をいただいでください。（「利用に関する注意事項」の提示でも可です）

複数名の感染者の施設利用が明らかになった場合など、名古屋市保健所事業所チームが追跡調査を開始した際、名古屋市保健所事業所チームから利用申込者（代表者）に連絡が入る可能性があるため、その際は指示に従って調査に協力するようお伝えください。

コミュニティセンターに利用者全員の連絡先を提出いただく必要はありません。

※名古屋市保健所事業所チーム

事業所や施設での感染防止対策の相談や追跡調査等を担当

連絡先 972-4381

Q8 断るべき利用はないのか。

A8 利用内容によって利用制限を行うものではありません。そのため、ガイドラインに示されている感染防止対策を講じた上で、ご利用いただくことができます。

具体的には

- ・十分な換気対策を行う（30分に1回以上、数分間程度）
- ・大声を出さない
- ・近距離での会話を避ける
- ・最低限人と人とが接触しない程度の間隔をあける
- ※発声や歌唱を伴う利用、呼気が激しくなるような運動、飲食を伴う利用は、人と人との距離を確保する
- ・マスクの正しい着用（マスクの着用を要しない場合は除く）
- ・手洗い・手指消毒の徹底

Q9 発声や歌唱を伴う利用を認めるにあたり、どのような対策を講じたらよいか。

A9 以下の感染防止対策を講じていただくよう周知をお願いします。

- ・十分な換気対策（30分に1回以上、数分間程度。換気中は歌わないなどの近隣への配慮が必要）を行う
- ・マスク着用が望ましいが、マスクを着用しない場合は人と人との距離を十分に確保する。（向かい合う配置は避け、前方向に2m程度、左右は1m程度確保）（※）
- ・マスク着用する場合も、できるだけ人と人との距離を確保するようお願いする。

※一般社団法人全日本合唱連盟「合唱活動における新型コロナウイルス感染拡大防止のガイドライン」（令和4年1月改訂）に基づく

Q10 呼気が激しくなるような運動を認めるにあたり、どのような対策を講じたらよいか。

A10 以下の感染防止対策を講じていただくよう周知をお願いします。

- ・十分な換気対策（30分に1回以上、数分間程度）
- ・マスクを着用しない場合は、人と人との距離を十分に確保する。（最低1m（できるだけ2mを目安に））
- ・マスクを着用する場合も、できるだけ人と人との距離を確保するようお願いする。

Q11 飲食を伴う利用を認めるにあたり、どのような対策を講じたらよいか。

A11 以下の感染防止対策を講じていただくよう周知をお願いします。

- ・十分な換気対策（30分に1回以上、数分間程度）
- ・人と人との距離を確保する（同一テーブルに4人までを目安に座る など）
- ・黙食を基本とし、飲食するときだけマスクを外す
- ・会話の際には「マスク会食」を徹底する

Q12 学習会などのコミセン開放、自由利用は認められるのか。

A12 自由利用は本来申込なしで利用可能なものではありませんが、当面の間は、利用者ごとに申込書（名簿に記名などコミセンによって対応可）などを記入いただき、後に名古屋市保健所事業所チームが実施する感染追跡調査に協力できる体制を整えられれば利用可能です。なお、十分な換気対策を行い、大声での発声や近距離での会話を避け、マスク着用や人と人との距離の確保をお願いするなど、感染防止対策を徹底していただくことが前提です。

Q13 感染防止対策として指定管理料の執行が認められるものは何か。

A13 感染防止対策として必要なものであり、執行基準を満たしているものであれば利用可能です。一例として下記に示しますが、必ず購入していただく必要があるというものではありません。

- ・単価2万円未満の消耗品（消毒液、マスク、体温計、アクリル板、フェイスガードなど）
- ・印刷費（利用者への注意喚起パンフレットやチェックシートなど）
- ・リース料（清掃道具など）
- ・専門的技能を要する業務委託（感染予防のための消毒作業など）

コミュニティセンター利用に関する注意事項

いつもコミュニティセンターをご利用いただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、コミュニティセンターの利用にあたっては、下記の項目について徹底するようにしてください。

発熱や咳、倦怠感などの症状で体調がすぐれない場合は、利用しないこと

密閉空間を避けるため、30分に1回以上、数分間程度、窓を開けて換気を行う

大声での発声や近距離での会話は避け、発声や歌唱を伴う利用、呼気が激しくなるような運動、飲食を伴う利用は、人と人の距離を確保して利用すること

マスクの正しい着用(マスクの着用を要しない場合は除く)、手洗い、手指消毒など、ウイルスの飛沫・付着予防をして利用すること

感染者が発生した際に、感染追跡調査が行えるように、利用者全員と連絡がとれる体制を整えること

感染者と接触した可能性がある場合には、利用者の個人情報の提供など、名古屋市保健所事業所チームが実施する感染追跡調査に協力すること

上記事項を遵守し、コミュニティセンターの管理人の指示に従い、感染防止対策に協力してください

コミュニティセンター利用に関する注意事項

いつもコミュニティセンターをご利用いただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、コミュニティセンターの利用にあたっては、下記の項目について徹底するようにしてください。

発熱や咳、倦怠感などの症状で体調がすぐれない場合は、利用しないこと

密閉空間を避けるため、30分に1回以上、数分間程度、窓を開けて換気を行う

大声での発声や近距離での会話は避け、発声や歌唱を伴う利用、呼気が激しくなるような運動、飲食を伴う利用は、人と人の距離を確保して利用すること

マスクの正しい着用(マスクの着用を要しない場合は除く)、手洗い、手指消毒など、ウイルスの飛沫・付着予防をして利用すること

感染者が発生した際に、感染追跡調査が行えるように、利用者全員と連絡がとれる体制を整えること

感染者と接触した可能性がある場合には、利用者の個人情報の提供など、名古屋市保健所事業所チームが実施する感染追跡調査に協力すること

上記事項を遵守し、コミュニティセンターの管理人の指示に従い、感染防止対策に協力してください

消毒について

新型コロナウイルス感染症対策として、施設の消毒を行いましょう。

【消毒する場所・方法】

- ドアの取っ手やノブ、階段手摺等の共用部分で、感染者の手が触れたり、喀痰がついている可能性がある場所を、次亜塩素酸ナトリウムで拭いた後に水拭きするか、消毒用エタノールを含ませてから拭くことにより消毒します。
- トイレや洗面所は、市販の家庭用洗剤で清掃し、水ですすいだ後、次亜塩素酸ナトリウムで消毒します。

【消毒薬の種類】

○次亜塩素酸ナトリウム

ドアの取っ手等の共用部分で0.05% (500ppm)、トイレや洗面所で0.1% (1,000ppm) に水で薄めて（希釈して）使用します。

○消毒用エタノール

薄めず原液のまま使用します。手指の消毒にも使用できます。

《消毒薬を使用される前に》

- ①消毒薬に記載されている使用上の注意に従ってください。
- ②次亜塩素酸ナトリウムは、金属を腐食したり、漂白作用がありますので取り扱いに注意してください。
- ③消毒用エタノールは引火性がありますので、使用中は火気に注意してください。
- ④感染を予防するため、石けんやアルコール消毒液による手洗いと咳エチケットを行いましょう。

【お問い合わせ先 中川保健センター TEL 363-4464】

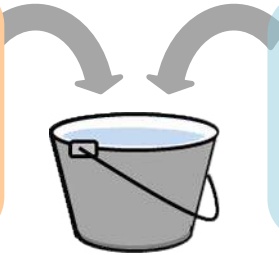
消毒薬の使用方法

作業中は、事故及び接触感染を防止するため、長袖・長ズボン・メガネ・マスク・ゴム手袋など（可能であれば白衣やエプロン等専用の服装）を着用してください。

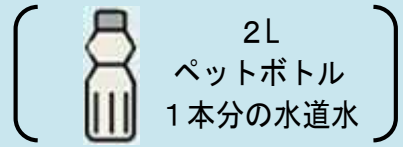
【薄め方】

次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）

次亜塩素酸ナトリウム20mL
（原液濃度が5～6%の場合）



水道水2L



※0.1%のときは、次亜塩素酸ナトリウム40mLを水道水2Lで薄めます。

消毒用エタノール

薄めず原液のまま使用します。

消毒用エタノール以外を使用する場合は、エタノール濃度が70%（重量比）になるように水で薄めて使用します。

【使い方】

消毒薬は、布又はペーパータオル等に十分含ませてから、消毒する場所をふきます（次亜塩素酸ナトリウムは金属を腐食させるおそれがあるので、ふいた後に水ふきします）。ウイルスが舞い上がる可能性があるので、消毒対象に直接噴霧することは避けましょう。

消毒対象が濡れている場合には、先に水分をふき取ります。

【注意事項】

小分けしない！



誤飲事故が起こる危険性が高まります。

放置しない！



乳幼児の手の届かない場所で、食品と別に保管しましょう。

次亜塩素酸ナトリウムは直接さわらない！



皮膚についたときは、水で十分洗い流しましょう。